(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)公開特許公報（Ａ）　(11)特許出願公開番号

特開平11－203371

(43)公開日　平成11年(1999)７月30日

(51)Int.Cl.[6]		識別記号	ＦＩ		
Ｇ０６Ｆ	19/00		Ｇ０６Ｆ	15/30	３６０
Ｇ０６Ｋ	17/00		Ｇ０６Ｋ	17/00	Ｔ
	19/10		Ｇ０７Ｄ	9/00	４３６Ｚ
Ｇ０７Ｄ	9/00	４３６	Ｇ０７Ｇ	1/12	３２１Ｐ
Ｇ０７Ｆ	7/08			1/14	

審査請求　未請求　請求項の数13　ＯＬ　（全 15 頁）　最終頁に続く

(21)出願番号　特願平10－2441

(22)出願日　平成10年(1998)１月８日

(71)出願人　000152859
株式会社日本コンラックス
東京都千代田区内幸町２丁目２番２号
(72)発明者　太田　通博
埼玉県坂戸市伊豆の山町55－２
(74)代理人　弁理士　木村　高久

(54)【発明の名称】　ＩＣカードを用いた決済方法およびシステム

(57)【要約】
【課題】匿名性を維持しつつ、不正があった場合の発見を早くし、かつ追跡が可能で利便性が高く比較的簡易な構成で実現できるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムを提供する。
【解決手段】使用者（２）が身分を明かすことなく充填端末（１１）から支払カード（２１）への価値の充填を行い、販売者（３）との取引を行う際には、取引端末（３２）を単なる伝送手段として支払カード（２１）と収納カード（３１）が相互認証を行って価値を移動させる。

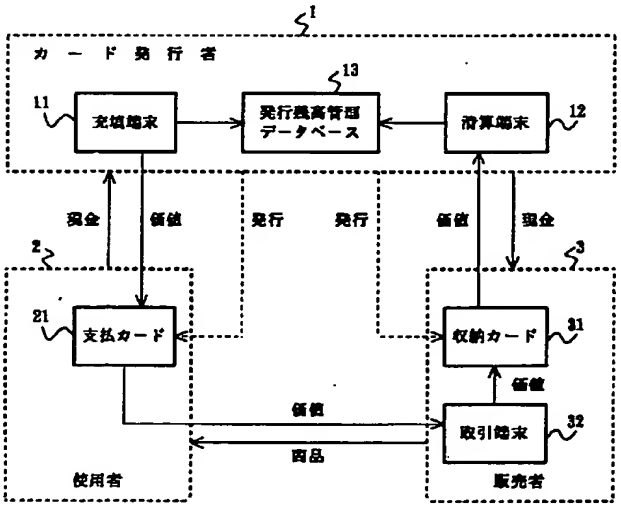

1

【特許請求の範囲】

【請求項１】　商品若しくはサービスの対価となる価値情報を格納したＩＣカードを利用し、前記価値情報を移動させることにより決済を行うＩＣカードを用いた決済方法において、

前記対価の支払者が使用する第１のＩＣカードと該第１のＩＣカードに前記価値情報を充填する充填端末とが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記充填端末から前記第１のＩＣカードに前記価値情報の充填を行い、

前記対価の支払者と該対価の受領者とが決済を行う際に、前記第１のＩＣカードと前記受領者が使用する第２のＩＣカードとが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記第１のＩＣカードから前記第２のＩＣカードへ前記価値情報の移動を行い、

前記第２のＩＣカードと該第２のＩＣカードから前記価値情報を受領して清算を行う清算端末とが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記第２のＩＣカードから前記清算端末に前記価値情報を移動して清算を行うことを特徴とするＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項２】　前記第２のＩＣカードは、

前記受領者に固有の所有者識別符号を記憶し、前記清算端末へ前記価値情報を移動させる場合に、該価値情報の移動とともに前記所有者識別符号を通知することを特徴とする請求項１記載のＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項３】　前記第１のＩＣカードは、

該第１のＩＣカードに固有のカード識別符号を記憶し、

前記充填端末は、前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報の額と前記カード識別符号を対応させて発行残高管理データベースに記憶し、

前記第２のＩＣカードは、前記第１のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記カード識別符号と対応させて受領し、

前記清算端末は、前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記カード識別符号と対応させて受領するとともに、該受領した価値情報の額と該カード識別符号とを前記発行残高管理データベースに記憶し、

前記発行残高管理データベースは、前記カード識別符号に対応した前記価値の総充填額と総受領額とを比較し、該比較結果に基づいて不正行為を検出することを特徴とする請求項１または２記載のＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項４】　前記充填端末は、

前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報に固有の発行番号を付し、該価値情報の額と前記発行番号を対応させて発行残高管理データベースに記憶し、

前記第２のＩＣカードは、前記第１のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記発行番号と対応させて受領し、

2

前記清算端末は、前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記発行番号と対応させて受領するとともに、該受領した価値情報の額と該発行番号とを前記発行残高管理データベースに記憶し、

前記発行残高管理データベースは、前記発行番号に対応した前記価値の総充填額と総受領額とを比較し、該比較結果に基づいて不正行為を検出することを特徴とする請求項１または２記載のＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項５】　前記相互認証は、

前記第１のＩＣカードが、任意の乱数を発生し、該発生した乱数を所定の送信情報に合成して暗号化した暗号化送信情報を前記第２のＩＣカードへ送信し、

前記暗号化送信情報が前記第２のＩＣカードで復号化されて前記乱数と分離され、該分離された乱数が所定の返信情報に合成されて暗号化された暗号化返信情報として返信されたことを、前記暗号化返信情報を復号化して分離した乱数と前記発生した乱数とを比較確認することで、前記第２のＩＣカードを認証し、

前記第２のＩＣカードが、任意の乱数を発生し、該発生した乱数を所定の送信情報に合成して暗号化した暗号化送信情報を前記第１のＩＣカードへ送信し、

前記暗号化送信情報が前記第１のＩＣカードで復号化されて前記乱数と分離され、該分離された乱数が所定の返信情報に合成されて暗号化された暗号化返信情報として返信されたことを、前記暗号化返信情報を復号化して分離した乱数と前記発生した乱数とを比較確認することで、前記第１のＩＣカードを認証することで行うことを特徴とする請求項１乃至４のいずれかに記載のＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項６】　前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとが、

同一のＩＣカード内に構成されることを特徴とする請求項１乃至５のいずれかに記載のＩＣカードを用いた決済方法。

【請求項７】　商品若しくはサービスの対価となる価値情報を格納したＩＣカードを利用し、前記価値情報を移動させることにより決済を行うＩＣカードを用いた決済システムにおいて、

前記対価の支払者が使用する第１のＩＣカードと、

前記対価の受領者が使用する第２のＩＣカードと、

前記第１のＩＣカードに前記価値情報を充填する充填端末と、

前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領して清算を行う清算端末と、

前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとの間の通信を仲介する取引端末と、

前記充填端末が充填した価値情報の額と前記清算端末が清算した価値情報の額とを記憶管理する発行残高管理データベースとを具備し、

前記第１のＩＣカードは、前記充填端末と前記第２のＩ

ＩＣカードとのいずれかとの間で相互認証を行う第１の相互認証手段と、前記価値情報を格納する第１の価値情報格納手段と、該第１の価値情報格納手段に格納された前記価値情報を移動させる第１の価値情報移動手段とを具備し、

前記第２のＩＣカードは、前記清算端末と前記第１のＩＣカードとのいずれかとの間で相互認証を行う第２の相互認証手段と、前記価値情報を格納する第２の価値情報格納手段と、該第２の価値情報格納手段に格納された前記価値情報を移動させる第２の価値情報移動手段とを具備し、

前記充填端末は、前記第１のＩＣカードとの間で相互認証を行う第３の相互認証手段と、前記価値情報を充填する価値情報充填手段と、該価値情報充填手段が充填した価値情報の額を前記発行残高管理データベースに記憶させる充填額記憶手段とを具備し、

前記清算端末は、前記第２のＩＣカードとの間で相互認証を行う第４の相互認証手段と、前記価値情報を受領して清算する価値情報清算手段と、該価値情報清算手段により清算された価値情報の額を前記発行残高管理データベースに記憶させる清算額記憶手段とを具備し、

前記取引端末は、前記第１のＩＣカードに決済取引の開始を通知する取引開始通知手段と、前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとの間の通信を仲介する伝送手段とを具備することを特徴とするＩＣカードを用いた決済システム。

【請求項８】　前記第２のＩＣカードは、

前記受領者に固有の所有者識別符号を記憶する所有者識別符号格納手段と、

前記清算端末との間で清算を行う場合に、前記第２の価値情報移動手段による価値情報の移動とともに前記所有者識別符号を前記清算端末に通知する所有者識別符号通知手段とをさらに具備することを特徴とする請求項７記載のＩＣカードを用いた決済システム。

【請求項９】　前記第１の価値情報移動手段は、

前記第１の価値情報格納手段に格納される価値情報の加減算を行う第１の価値情報加減算手段を具備し、前記充填端末から価値情報の充填を受けるときは前記第１の価値情報加減算手段が前記第１の価値情報格納手段に格納されている価値情報に充填額を加算し、前記第２のＩＣカードへの価値情報の支払を行う場合には前記第１の価値情報加減算手段が前記第１の価値情報格納手段に格納されている価値情報から支払額を減算し、

前記第２の価値情報移動手段は、

前記第２の価値情報格納手段に格納される価値情報の加減算を行う第２の価値情報加減算手段を具備し、前記第１のＩＣカードから価値情報を受領するときは前記第２の価値情報加減算手段が前記第２の価値情報格納手段に格納されている価値情報に受領額を加算し、前記清算端末との間で清算を行う場合には前記第２の価値情報加減算手段が前記第２の価値情報格納手段に格納されている価値情報から清算額を減算することを特徴とする請求項７記載のＩＣカードを用いた決済システム。

【請求項１０】　前記第１のＩＣカードは、

該第１のＩＣカードに固有のカード識別符号を格納するカード識別符号格納手段と、前記充填端末から価値情報の充填を受ける場合に前記カード識別符号を該充填端末に通知するカード識別符号通知手段とをさらに具備し、

前記充填額記憶手段は、前記価値情報充填手段が前記第１のＩＣカードに充填する価値情報の額と前記カード識別符号通知手段により通知されたカード識別符号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶し、

前記第１の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて移動し、

前記第２の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて移動し、

前記第２の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて格納し、

前記清算額記憶手段は、前記清算額記憶手段が前記第２のＩＣカードとの間で清算する価値情報の額と前記カード識別符号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶することを特徴とする請求項７または８記載のＩＣカードを用いた決済システム。

【請求項１１】　前記価値情報充填手段は、

前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報に固有の発行番号を生成する発行番号生成手段をさらに具備し、

前記充填額記憶手段は、前記価値情報充填手段が前記第１のＩＣカードに充填する価値情報の額と前記発行番号生成手段により生成された発行番号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶し、

前記第１の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて移動し、

前記第１の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて格納し、

前記第２の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて移動し、

前記第２の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて格納し、

前記清算額記憶手段は、前記清算額記憶手段が前記第２のＩＣカードとの間で清算する価値情報の額と前記発行番号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶することを特徴とする請求項７または８記載のＩＣカードを用いた決済システム。

【請求項１２】　前記第１の相互認証手段と前記第２の相互認証手段と前記第３の相互認証手段と前記第４の相互認証手段とは、
任意の乱数を発生させる乱数発生手段と、該乱数発生手段が発生した乱数と所定の情報とを合成する合成手段と、該合成手段の出力を暗号化する暗号化手段と、暗号化された受信情報を復号化する復号化手段と、該復号化手段により復号化された情報を所定の情報と乱数とに分離する分離手段をさらに具備し、
前記乱数発生手段が発生した乱数を前記合成手段で所定の情報と合成して前記暗号化手段で暗号化して送信するとともに、
該送信先で復号化および分離された前記乱数が前記所定の情報に対する返信情報に合成されて暗号化されたことを、該暗号化された返信情報を前記復号化手段で復号化して前記分離手段で分離した乱数と前記乱数発生手段が発生した乱数とを前記比較手段で比較し、
該比較の結果、前記分離手段で分離した乱数と前記乱数発生手段が発生した乱数とが同一であった場合に前記送信先が同一の暗号鍵を有する正当な通信相手であると認証することを特徴とする請求項７乃至１１のいずれかに記載のＩＣカードを用いた決済システム。
【請求項１３】　前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとが、
同一のＩＣカード内に構成されることを特徴とする請求項７乃至１２のいずれかに記載のＩＣカードを用いた決済システム。
【発明の詳細な説明】
【０００１】
【発明の属する技術分野】この発明は、ＩＣカードを用いた決済方法およびシステムに関し、特に、比較的簡易な構成で、匿名性を維持し、不正の早期検出や価値の転々流通を行うことのできるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムに関する。
【０００２】
【従来技術】ＩＣカードを用いて決済を行う決済システムは、価値ベースの決済と信用ベースの決済とに分類できる。価値ベースの決済は、比較的に現金による決済に近く、ＩＣカードに価値が充填されていて、その価値を移動することで決済するものである。信用ベースの決済は、クレジットカードを利用した決済システムに代表されるように、ＩＣカードに記録された個人情報に基づいて承認行為を行い、オンライン口座資金移動によって決済するものである。
【０００３】また、価値ベースの決済は、その価値の移動形態から現金型と前払型に分類することができる。
【０００４】現金型では、現金での取引と同様に、取引により受け取った価値を別の取引の支払に利用することができる。このため、現金型には匿名性、つまり誰が何処でどの様な取引を行ったかは追跡されないが、価値が

転々流通するために偽造価値が混入された場合、それを発見することは困難である。
【０００５】前払型では、価値の発行元がＩＣカードに充填した価値は、一度取引された後に、必ず価値の発行元で清算する、つまり商品を購入した場合にはその価値は商品と引き替えに消滅（清算以外の使用不能）することになる。また、使用時に暗証番号を必要とすることが多い。このため、偽造価値の混入等の不正に対しては強固なシステムであるが、匿名性が無く、利便性にも欠けることになる。
【０００６】このように、現金型と前払型には夫々長所と短所があるが、最近では現金型と前払型の長所を兼ね備えた決済システムも提案されている。
【０００７】この決済システムは、匿名性を維持しつつも不正が行われた場合には、一定の追跡ができるシステムであり、例えば、ＩＣカードの利用者の他に、登録機関と発行機関、金融機関で構成されるシステムである。
【０００８】登録機関は、利用者が利用する公開鍵（秘密鍵と対をなして使用する暗号鍵であり、秘密鍵は利用者のみが知り得る暗号鍵）と利用者の名前を対にして登録しておき、この公開鍵の正当性を第三者に対して保証する。また、この公開鍵は登録機関のディジタル署名と併せて登録書としてＩＣカードに格納される。
【０００９】発行機関は、価値の発行と管理、不正の検出を行うが、利用者は発行機関に対して名前を明かさず、登録機関の保証の元に公開鍵を名前の代わり、つまり仮名として利用することでＩＣカードへの価値の充填を行うことができるため匿名性を維持できる。
【００１０】金融機関は利用者の口座を管理し、発行機関でのＩＣカードへの価値の充填に必要な依頼書を利用者の要請に基づき発行するが、利用者の仮名（公開鍵）と実名が一致しないようにブラインド署名という技術を用いて、利用者の仮名が金融機関に知られることなく、依頼書を発行することができる。
【００１１】ここで、発行機関が発行した価値の流通について説明する。図１１は、流通過程でのＩＣカード内に格納されている価値の形態を示した図である。
【００１２】図１１（ａ）は、発行機関が利用者Ａ（仮名ａａａ）に対して発行した価値を示しており、価値１０１１には、その価値の額面１０１２（１００００円）と識別番号１０１３（ｘｘｘｘｘ：紙幣に付された紙幣番号のようなもの）、発行先の仮名１０１４（ａａａ）、発行機関のディジタル署名１０１５が付されている。
【００１３】利用者Ａがこの価値１０１１の全部または一部を利用者Ｂ（仮名ｂｂｂ）へ対価として支払または譲渡する場合には、図１１（ｂ）に示すように価値１０１１に譲渡証を添付して支払または譲渡する。
【００１４】図１１（ｂ）に示す譲渡証１０２１は、価値１０１１の他に譲渡する額面１０２２（４５００円）

と譲渡証番号１０２３（ｙｙｙｙｙ）、譲渡先の仮名１０２４（ｂｂｂ）、利用者Ａの署名１０２５（ａａａ）が付されている。署名１０２５は、利用者Ａのみが知っている（はず）の秘密鍵で価値１０１１と額面１０２２、譲渡証番号１０２３、仮名１０２４を暗号化することで行われており、利用者Ｂは公開されている公開鍵（仮名として利用されているａａａ）で復号化することで検証できる。また、譲渡証番号１０２３は、同じ番号が生じないように受け取り側（利用者Ｂ）の責任で決定する。

【００１５】利用者Ａは、他の利用者への価値１０１１の譲渡等を行うこともできるが、譲渡した価値の額面の総和が額面１０１２（１００００円）を越えることができないのはいうまでもない（利用者Ａの所有するＩＣカードの制御による）。

【００１６】同様に、利用者Ｂが利用者Ｃ（仮名ｃｃｃ）へ価値の譲渡等を行う場合には、図１１（ｃ）に示すように価値１０１１を含む譲渡証１０２１にさらに譲渡証１０３１を添付して譲渡等を行う。図１１（ｃ）に示す譲渡証１０３１は、譲渡証１０２１の他に譲渡する額面１０３２（２１００円）と譲渡証番号１０３３（ｚｚｚｚｚ）、譲渡先の仮名１０３４（ｃｃｃ）、利用者Ｂの署名１０３５（ｂｂｂ）が付されている。この署名１０３５も同様に利用者Ｂのみが知っている秘密鍵を利用して行われる。

【００１７】このように価値１０１１は、任意の額面で分割して譲渡することができ、譲渡証の連鎖により転々と流通する。

【００１８】ところで、この価値１０１１の流通の過程で不正が生じたとしても、最終的に発行機関での清算（価値の回収）の際に発見することができる。例えば、利用者Ｂが利用者Ａから譲渡を受けた価値１０１１（譲渡証１０２１）をコピーして何度も利用したとする。この場合、利用者Ｂが利用できるのは譲渡先が自分に指定された譲渡証１０２１のみであり（価値１０１１を抽出してコピーしようとしても、発行先の指定がａａａであるので譲渡される側が受け取りを拒否する）、譲渡証１０２１は署名１０２５で暗号化されているため譲渡証番号１０２３を書き換えることができない。したがって、譲渡証１０２１をコピーしても同一の譲渡証番号が付されたままとなり、これらを使用すれば、発行機関で譲渡証番号に基づいて不正をおこなった人物が利用者Ｂであると特定される。発行機関は、利用者Ｂが不正を行ったことを特定できれば登録機関に問い合わせ、利用者Ｂの実名を取得して摘発することができる。

【００１９】

【発明が解決しようとする課題】ところが、上述の現金型と前払型の長所を兼ね備えた決済システムでは、不正が行われた際に、この不正が発見されるまでに要する時間が長く、盗難カードに基づいて不正が行われた場合には、追跡がほぼ不可能となる。

【００２０】また、利用者が使用する各ＩＣカードでは多量のメモリと計算時間を必要とするためコストが高くなるといった問題点があった。

【００２１】そこで、この発明は、匿名性を維持しつつ、不正があった場合の発見を早くし、かつ追跡が可能で利便性が高く比較的簡易な構成で実現できるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムを提供することを目的とする。

【００２２】

【課題を解決するための手段】上述した目的を達成するため、請求項１の発明では、商品若しくはサービスの対価となる価値情報を格納したＩＣカードを利用し、前記価値情報を移動させることにより決済を行うＩＣカードを用いた決済方法において、前記対価の支払者が使用する第１のＩＣカードと該第１のＩＣカードに前記価値情報を充填する充填端末とが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記充填端末から前記第１のＩＣカードに前記価値情報の充填を行い、前記対価の支払者と該対価の受領者とが決済を行う際に、前記第１のＩＣカードと前記受領者が使用する第２のＩＣカードとが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記第１のＩＣカードから前記第２のＩＣカードへ前記価値情報の移動を行い、前記第２のＩＣカードと該第２のＩＣカードから前記価値情報を受領して清算を行う清算端末とが相互認証を行い、該相互認証が成功した場合に前記第２のＩＣカードから前記清算端末に前記価値情報を移動して清算を行うことを特徴とする。

【００２３】また、請求項２の発明では、請求項１の発明において、前記第２のＩＣカードは、前記受領者に固有の所有者識別符号を記憶し、前記清算端末へ前記価値情報を移動させる場合に、該価値情報の移動とともに前記所有者識別符号を通知することを特徴とする。

【００２４】また、請求項３の発明では、請求項１または２の発明において、前記第１のＩＣカードは、該第１のＩＣカードに固有のカード識別符号を記憶し、前記充填端末は、前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報の額と前記カード識別符号を対応させて発行残高管理データベースに記憶し、前記第２のＩＣカードは、前記第１のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記カード識別符号と対応させて受領し、前記清算端末は、前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記カード識別符号と対応させて受領するとともに、該受領した価値情報の額と該カード識別符号とを前記発行残高管理データベースに記憶し、前記発行残高管理データベースは、前記カード識別符号に対応した前記価値の総充填額と総受領額とを比較し、該比較結果に基づいて不正行為を検出することを特徴とする。

【００２５】また、請求項４の発明では、請求項１また

は２の発明において、前記充填端末は、前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報に固有の発行番号を付し、該価値情報の額と前記発行番号を対応させて発行残高管理データベースに記憶し、前記第２のＩＣカードは、前記第１のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記発行番号と対応させて受領し、前記清算端末は、前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領する場合に、該価値情報を前記発行番号と対応させて受領するとともに、該受領した価値情報の額と該発行番号とを前記発行残高管理データベースに記憶し、前記発行残高管理データベースは、前記発行番号に対応した前記価値の総充填額と総受領額とを比較し、該比較結果に基づいて不正行為を検出することを特徴とする。

【００２６】また、請求項５の発明では、請求項１乃至４のいずれかの発明において、前記相互認証は、前記第１のＩＣカードが、任意の乱数を発生し、該発生した乱数を所定の送信情報に合成して暗号化した暗号化送信情報を前記第２のＩＣカードへ送信し、前記暗号化送信情報が前記第２のＩＣカードで復号化されて前記乱数と分離され、該分離された乱数が所定の返信情報に合成されて暗号化された暗号化返信情報として返信されたことを、前記暗号化返信情報を復号化して分離した乱数と前記発生した乱数とを比較することで確認することで、前記第２のＩＣカードを認証し、前記第２のＩＣカードが、任意の乱数を発生し、該発生した乱数を所定の送信情報に合成して暗号化した暗号化送信情報を前記第１のＩＣカードへ送信し、前記暗号化送信情報が前記第１のＩＣカードで復号化されて前記乱数と分離され、該分離された乱数が所定の返信情報に合成されて暗号化された暗号化返信情報として返信されたことを、前記暗号化返信情報を復号化して分離した乱数と前記発生した乱数とを比較確認することで、前記第１のＩＣカードを認証することで行うことを特徴とする。

【００２７】また、請求項６の発明では、請求項１乃至５のいずれかの発明において、前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとが、同一のＩＣカード内に構成されることを特徴とする。

【００２８】また、請求項７の発明では、商品若しくはサービスの対価となる価値情報を格納したＩＣカードを利用し、前記価値情報を移動させることにより決済を行うＩＣカードを用いた決済システムにおいて、前記対価の支払者が使用する第１のＩＣカードと、前記対価の受領者が使用する第２のＩＣカードと、前記第１のＩＣカードに前記価値情報を充填する充填端末と、前記第２のＩＣカードから前記価値情報を受領して清算を行う清算端末と、前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとの間の通信を仲介する取引端末と、前記充填端末が充填した価値情報の額と前記清算端末が清算した価値情報の額とを記憶管理する発行残高管理データベースとを具備し、前記第１のＩＣカードは、前記充填端末と前記第２のＩＣカードとのいずれかとの間で相互認証を行う第１の相互認証手段と、前記価値情報を格納する第１の価値情報格納手段と、該第１の価値情報格納手段に格納された前記価値情報を移動させる第１の価値情報移動手段とを具備し、前記第２のＩＣカードは、前記清算端末と前記第１のＩＣカードとのいずれかとの間で相互認証を行う第２の相互認証手段と、前記価値情報を格納する第２の価値情報格納手段と、該第２の価値情報格納手段に格納された前記価値情報を移動させる第２の価値情報移動手段とを具備し、前記充填端末は、前記第１のＩＣカードとの間で相互認証を行う第３の相互認証手段と、前記価値情報を充填する価値情報充填手段と、該価値情報充填手段が充填した価値情報の額を前記発行残高管理データベースに記憶させる充填額記憶手段とを具備し、前記清算端末は、前記第２のＩＣカードとの間で相互認証を行う第４の相互認証手段と、前記価値情報を受領して清算する価値情報清算手段と、該価値情報清算手段により清算された価値情報の額を前記発行残高管理データベースに記憶させる清算額記憶手段とを具備し、前記取引端末は、前記第１のＩＣカードに決済取引の開始を通知する取引開始通知手段と、前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとの間の通信を仲介する伝送手段とを具備することを特徴とする。

【００２９】また、請求項８の発明では、請求項７の発明において、前記第２のＩＣカードは、前記受領者に固有の所有者識別符号を記憶する所有者識別符号格納手段と、前記清算端末との間で清算を行う場合に、前記第２の価値情報移動手段による価値情報の移動とともに前記所有者識別符号を前記清算端末に通知する所有者識別符号通知手段とをさらに具備することを特徴とする。

【００３０】また、請求項９の発明では、請求項７の発明において、前記第１の価値情報移動手段は、前記第１の価値情報格納手段に格納される価値情報の加減算を行う第１の価値情報加減算手段を具備し、前記充填端末から価値情報の充填を受けるときは前記第１の価値情報加減算手段が前記第１の価値情報格納手段に格納されている価値情報に充填額を加算し、前記第２のＩＣカードへの価値情報の支払を行う場合には前記第１の価値情報加減算手段が前記第１の価値情報格納手段に格納されている価値情報から支払額を減算し、前記第２の価値情報移動手段は、前記第２の価値情報格納手段に格納される価値情報の加減算を行う第２の価値情報加減算手段を具備し、前記第１のＩＣカードから価値情報を受領するときは前記第２の価値情報加減算手段が前記第２の価値情報格納手段に格納されている価値情報に受領額を加算し、前記清算端末との間で清算を行う場合には前記第２の価値情報加減算手段が前記第２の価値情報格納手段に格納されている価値情報から清算額を減算することを特徴とする。

【００３１】また、請求項１０の発明では、請求項７ま

たは８の発明において、前記第１のＩＣカードは、該第１のＩＣカードに固有のカード識別符号を格納するカード識別符号格納手段と、前記充填端末から価値情報の充填を受ける場合に前記カード識別符号を該充填端末に通知するカード識別符号通知手段とをさらに具備し、前記充填額記憶手段は、前記価値情報充填手段が前記第１のＩＣカードに充填する価値情報の額と前記カード識別符号通知手段により通知されたカード識別符号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶し、前記第１の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて移動し、前記第２の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて移動し、前記第２の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記カード識別符号とを対応させて格納し、前記清算額記憶手段は、前記清算額記憶手段が前記第２のＩＣカードとの間で清算する価値情報の額と前記カード識別符号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶することを特徴とする。

【００３２】また、請求項１１の発明では、請求項７または８の発明において、前記価値情報充填手段は、前記価値情報の充填を行う場合に該価値情報に固有の発行番号を生成する発行番号生成手段をさらに具備し、前記充填額記憶手段は、前記価値情報充填手段が前記第１のＩＣカードに充填する価値情報の額と前記発行番号生成手段により生成された発行番号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶し、前記第１の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて移動し、前記第１の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて格納し、前記第２の価値情報移動手段は、前記価値情報を移動させる場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて移動し、前記第２の価値情報格納手段は、前記価値情報を格納する場合に該価値情報と前記発行番号とを対応させて格納し、前記清算額記憶手段は、前記清算額記憶手段が前記第２のＩＣカードとの間で清算する価値情報の額と前記発行番号とを対応させて前記発行残高管理データベースへ記憶することを特徴とする。

【００３３】また、請求項１２の発明では、請求項７乃至１１のいずれかの発明において、前記第１の相互認証手段と前記第２の相互認証手段と前記第３の相互認証手段と前記第４の相互認証手段とは、任意の乱数を発生させる乱数発生手段と、該乱数発生手段が発生した乱数と所定の情報とを合成する合成手段と、該合成手段の出力を暗号化する暗号化手段と、暗号化された受信情報を復号化する復号化手段と、該復号化手段により復号化された情報を所定の情報と乱数とに分離する分離手段をさらに具備し、前記乱数発生手段が発生した乱数を前記合成

手段で所定の情報と合成して前記暗号化手段で暗号化して送信するとともに、該送信先で復号化および分離された前記乱数が前記所定の情報に対する返信情報に合成されて暗号化されたことを、該暗号化された返信情報を前記復号化手段で復号化して前記分離手段で分離した乱数と前記乱数発生手段が発生した乱数とを前記比較手段で比較し、該比較の結果、前記分離手段で分離した乱数と前記乱数発生手段が発生した乱数とが同一であった場合に前記送信先が同一の暗号鍵を有する正当な通信相手であると認証することを特徴とする。

【００３４】また、請求項１３の発明では、請求項７乃至１２のいずれかの発明において、前記第１のＩＣカードと前記第２のＩＣカードとが、同一のＩＣカード内に構成されることを特徴とする。

【００３５】

【発明の実施の形態】以下、この発明に係わるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムの一実施例を添付図面を参照して詳細に説明する。

【００３６】図１は、決済システムのシステム構成を示すブロック図である。決済システムは、カード発行者１が有する充填端末１１と清算端末１２と発行残高管理データベース１３、使用者２が有する支払カード２１、販売者３が有する収納カード３１と取引端末３２で構成される。

【００３７】充填端末１１は、支払カード２１に商品やサービス等の対価となる価値を充填し、清算端末１２は収納カード３１から価値を回収する。発行残高管理データベース１３は、発行済みで未回収の残高を記憶するデータベースである。

【００３８】使用者２が販売者３から商品やサービス等の提供を受け、その対価として価値を支払う際には、取引端末３２を介して支払カード２１から収納カード３１へ価値の移動を行う。

【００３９】図２は、充填端末１１の詳細を示すブロック図である。充填端末１１は、相互認証手段１１１、価値充填手段１１２、送／受信手段１１３、発行残高管理手段１１４を具備して構成される。相互認証手段１１１は、送／受信手段１１３を介して接続される支払カード２１とその正当性を相互に認証する手段であり、価値充填手段１１２は相互認証手段１１１により支払カード２１が認証された場合に支払カード２１に価値を充填する。発行残高管理手段１１４は、発行残高管理データベース１３に記憶されている価値の発行残高の参照や更新を行う。

【００４０】図３は、清算端末１２の詳細を示すブロック図である。清算端末１２は、相互認証手段１２１、価値格納手段１２２、送／受信手段１２３、発行残高管理手段１２４を具備して構成される。相互認証手段１２１は、送／受信手段１２３を介して接続される収納カード３１とその正当性を相互に認証する手段であり、価値格

納手段１２２は相互認証手段１２１により収納カード３１が認証された場合に収納カード３１から価値を受領して格納する。発行残高管理手段１２４は、発行残高管理データベース１３に記憶されている価値の発行残高の参照や更新を行う。

【００４１】図４は、支払カード２１の詳細を示すブロック図である。支払カード２１は、相互認証手段２１１、価値加減算手段２１２、価値格納手段２１３、送／受信手段２１４、カードＩＤ格納手段２１５を具備して構成される。相互認証手段２１１は、送／受信手段２１４を介して接続される充填端末１１や収納カード３１とその正当性を相互に認証する手段であり、価値加減算手段２１２は、相互認証手段２１１により充填端末１１が認証されれば充填端末１１から充填される価値を価値格納手段２１３に格納されている価値に加算し、収納カード３１が認証されれば、価値格納手段２１３に格納されている価値をその取引額に応じて減算する。また、カードＩＤ格納手段２１５は、支払カード２１に固有のカードＩＤ番号を格納する手段であり、このカードＩＤ番号により発行者１は発行済みの価値の管理を行う。

【００４２】図５は、収納カード３１の詳細を示すブロック図である。収納カード３１は、相互認証手段３１１、価値加減算手段３１２、価値格納手段３１３、送／受信手段３１４、所有者ＩＤ格納手段３１５を具備して構成される。相互認証手段３１１は、送／受信手段３１４を介して接続される清算端末１２や支払カード２１とその正当性を相互に認証する手段であり、価値加減算手段３１２は、相互認証手段３１１により清算端末１２が認証されればから価値格納手段３１３に格納されている価値を減算して清算端末１２へ渡し、支払カード２１が認証されれば、支払カード２１から取引額に応じた価値を受領して価値格納手段３１３に格納されている価値に加算する。また、所有者ＩＤ格納手段３１５は、収納カード３１の所有者に固有の所有者ＩＤ番号を格納する手段である。

【００４３】図６は、取引端末３２の詳細を示すブロック図である。取引端末３２は、支払カード２１と接続される送／受信手段３２１と収納カード３１と接続される送／受信手段３２２と支払カード２１に取引の開始を通知する取引介し通知手段３２３を具備して構成される。取引端末３２は、取引開始通知手段３２３が発生する取引開始要求を除いて送／受信手段３２１と送／受信手段３２２が送受するデータには介入しない。

【００４４】ここで、図７を参照して、価値の充填、取引、清算の際の充填端末１１、清算端末１２、支払カード２１；収納カード３１、取引端末３２の動作および通信データの流れを説明する。

【００４５】図７は、価値の充填、取引、清算の際の各々の通信データの流れを示した図である。

【００４６】図７（ａ）は、価値充填の際に支払カード２１と充填端末１１との間で授受されるデータの流れを示した図である。

【００４７】まず、支払カード２１が充填端末１１に挿入され、支払カード２１の送／受信手段２１４と充填端末１１の送／受信手段１１３が接続されて支払カード２１と充填端末１１が通信可能な状態になると、支払カード２１が充填要求を充填端末１１に送信する（ステップ５０１）。このとき、充填要求は支払カード２１の相互認証手段２１１で数０と合成されて暗号化され、さらに該相互認証手段２１１が発生した乱数Ｒ１とステータスＳ１が付加されて送信される。

【００４８】充填要求を受信した充填端末１１は、この充填端末１１の相互認証手段１１１で乱数Ｒ１とステータスＳ１を分離した後、復号化および数０との分離を行うことで充填要求を受信する。次に、充填端末１１は支払カード２１に該支払カードのカードＩＤを通知することを要求するが、このとき、前記相互認証手段１１１が先に分離した乱数Ｒ１とＩＤ通知要求を合成して暗号化し、この暗号化情報にさらに前記相互認証手段１１１が発生した乱数Ｒ２とステータスＳ２を合成した合成情報を支払カード２１に送信する（ステップ５０２）。

【００４９】合成情報を受信した支払カード２１は、この支払カード２１の相互認証手段２１１で受信した合成情報から乱数Ｒ２とステータスＳ２を分離して暗号化情報を取得し、この暗号化情報を復号化してＩＤ通知要求と乱数Ｒ１とに分離する。ここで、前記相互認証手段２１１は、分離した乱数Ｒ１と先に発生した乱数Ｒ１を比較し、両者が一致すれば充填端末１１が正当な処理（乱数Ｒ１の分離と合成および暗号化）を行った、つまり充填端末１１が支払カード２１と共通の暗号鍵を有する正当な充填端末であると認証し、受信したＩＤ通知要求に対する処理を行う。

【００５０】支払カード２１は、受信したＩＤ通知要求に対して、支払カード２１のカードＩＤ格納手段２１５に格納されているカードＩＤを支払カード２１の相互認証手段２１１で分離した乱数Ｒ２と合成して暗号化し、さらに前記相互認証手段２１１が発生した乱数Ｒ３とステータスＳ３を合成した合成情報として充填端末１１に送信する（ステップ５０３）。

【００５１】合成情報を受信した充填端末１１は、充填端末１１の相互認証手段１１１で受信した合成情報から乱数Ｒ３とステータスＳ３を分離して暗号化情報を取得し、この暗号化情報を復号化してカードＩＤと乱数Ｒ２とに分離する。前記相互認証手段１１１は、分離した乱数Ｒ２と先に発生した乱数Ｒ２を比較し、両者が一致すれば支払カード２１が正当な処理（乱数Ｒ２の分離と合成および暗号化）を行った、つまり支払カード２１が充填端末１１と共通の暗号鍵を有する正当な支払カードである認証し、受信したカードＩＤに対する処理を行う。

【００５２】充填端末１１は、受信したカードＩＤに基

づき、充填端末１１の発行残高管理手段１１４が発行残高管理データベース１３を参照して、支払カード２１に対する充填限度額を取得する。これは、１枚の支払カード、つまり１カードＩＤに対する価値の発行額を制限するもので、発行額の制限が必要ない場合には取得する必要はない。

【００５３】次に、充填端末１１が支払カード２１に対して充填限度額を通知するが、このときにも分離した乱数Ｒ３と充填限度額を合成して暗号化し、さらに発生した乱数Ｒ４とステータスＳ４を合成して送信し（ステップ５０４）、これを受信した支払カード２１が充填端末１１の認証を行うように、以下の通信では充填端末１１と支払カード２１はともに送信情報に分離した乱数を合成して暗号化し、さらに発生した乱数とステータスを合成して送信し、それを受信した側が認証を行うといった相互認証処理を通信毎に行うが認証方法は同様であるので以下では認証に関する説明は省略する。

【００５４】さて、充填限度額の通知を受けた支払カード２１は、その充填限度額の範囲内で価値の充填を受けるため、その充填額の減算要求を充填端末１１に送信する（ステップ５０５）。減算要求を受けた充填端末１１は、充填端末１１の価値充填手段１１２に格納されている価値を減算するとともに同額の加算要求を支払カード２１に対して送信し（ステップ５０６）、充填端末１１の発行残高管理手段１１４が発行残高管理データベース１３を更新する。

【００５５】加算要求を受けた支払カード２１は、支払カード２１の価値加減算手段２１２が価値格納手段２１３に格納されている価値に、加算要求の額を加算することで価値を充填し、充填終了を充填端末１１に通知する（ステップ５０７）。

【００５６】なお、通信中に認証が失敗した場合やステータスの番号が不順となった場合には、通信に異常が生じたものとして充填処理を中止するが、充填処理では充填端末１１側での減算処理の後に支払カード２１の加算処理を行うため、発行した価値が不正に増額することはない。

【００５７】図７（ｂ）は、取引の際に支払カード２１と取引端末３２と収納カード３１の間で授受されるデータの流れを示した図である。

【００５８】まず、支払カード２１と収納カード３１が取引端末３２に挿入され、支払カード２１の送／受信手段２１４と取引端末３２の送／受信手段３２１が接続され、収納カード３１の送／受信手段３１４と取引端末３２の送／受信手段３２２が接続されて支払カード２１と取引端末３２、収納カード３１と取引端末３２が通信可能な状態になると、販売者３が取引端末３２の図示しない入力手段から取引する価値の額を入力する。

【００５９】価値の額が入力されると、取引端末３２の取引開始通知手段３２３が支払カード２１に対して取引開始要求を送信する（ステップ５１１）。なお、この取引開始要求には取引する価値の額が含まれている。

【００６０】取引開始要求を受けた支払カード２１は、収納カード３１と通信を行って価値の移動を行うが、以下の通信には取引端末３２は介入せずに支払カード２１と収納カード３１の間でのみ通信が行われる。また、支払カード２１と収納カード３１は、通信を行う際には、その通信毎に支払カード２１の相互認証手段２１１と収納カード３１の相互認証手段３１１の動作により相互に認証を行うが、その認証方法は上述の充填処理で説明したのと同様であるので、ここでは説明は省略する。

【００６１】さて、取引開始要求を受けた支払カード２１は、取引要求を収納カード３１に送信する（ステップ５１２）。この取引要求には、取引する価値の額と支払カード２１のカードＩＤ格納手段２１５に格納されている支払カード２１に固有のカードＩＤが含まれている。

【００６２】次に、収納カード３１が取引額に応じた減算要求を支払カード２１に対して送信し（ステップ５１３）、これを受けた支払カード２１では、支払カード２１の価値加減算手段２１２が価値格納手段２１３に格納されている価値を減算するとともに、減算額（取引額）に応じた加算要求を収納カード３１に送信する（ステップ５１４）。

【００６３】加算要求を受けた収納カード３１では、収納カード３１の価値加減算手段３１２が価値格納手段３１２に格納されている価値に、加算要求で要求された取引額を加算する。このとき、価値格納手段３１２は、格納する価値を先に取得したカードＩＤと対応させて格納する。

【００６４】加算要求に対する処理が終了すると、収納カード３１は取引終了を支払カード２１に通知し、価値の移動（取引）処理を終了する（ステップ５１５）。

【００６５】また、取引端末３２は、支払カード２１と収納カード３１の通信に介入することはないが、その通信内容を傍受してステータスＳｎを取得することにより取引の進行状況を知ることができる。

【００６６】図７（ｃ）は、価値清算の際に収納カード３１と清算端末１２との間で授受されるデータの流れを示した図である。

【００６７】まず、収納カード３１が清算端末１２に挿入され、収納カード３１の送／受信手段３１４と清算端末１２の送／受信手段１２３が接続されて収納カード３１と清算端末１２が通信可能な状態になると、収納カード３１が清算する価値の額（通常は全額）を含んだ清算要求を清算端末１２に送信する（ステップ５２１）。このとき、収納カード３１は、暗号化した清算要求に収納カード３１の相互認証手段３１１で発生した乱数Ｒ１とステータスＳ１を合成して送信するが、これは上述の価値充填の際に説明した相互認証と同様に、前記相互認証手段３１１と清算端末１２の相互認証手段１２１が相互

認証を行うために使用するものであり、以下、通信毎に相互認証を行うがその認証方法は同様であるため、ここでは説明は省略する。

【００６８】次に、清算要求を受けた清算端末１２が収納カード３１に対して、収納カード３１が有する所有者ＩＤを通知するようＩＤ通知要求を送信し（ステップ５２２）、これを受けた収納カード３１が収納カード３１の所有者ＩＤ格納手段３１５に格納されている収納カード３１の所有者（販売者３）に固有の所有者ＩＤを清算端末１２に送信する（ステップ５２３）。

【００６９】所有者ＩＤを受けた清算端末１２は、清算額に応じた減算要求を収納カード３１に送信する（ステップ５２４）。

【００７０】減算要求を受けた収納カード３１では、収納カード３１の価値加減算手段３１２が減算要求に応じて価値格納手段３１３に格納されている価値を減算するとともに、清算端末１２に加算要求を送信する（ステップ５２５）。この加算要求には価値格納手段３１３に格納されていた（価値加減算手段３１２が減算した）価値に対応して記憶されていたカードＩＤ（価値発行時に発行先となった支払カードに固有のＩＤ）が含まれている。

【００７１】加算要求を受けた清算端末１２では、清算端末１２の価値格納手段１２２に加算要求に応じた価値を格納（加算）するとともに、清算端末１２の発行残高管理手段１２４が加算要求に含まれるカードＩＤとこれに対応した価値の額に基づいて発行残高管理データベース１３の記憶内容を更新し、収納カード３１に清算終了を通知して清算処理を終了する（ステップ５２６）。

【００７２】以上、価値の充填、取引、清算の際の価値の移動を説明したが、ここで、価値の流れと不正行為の検出について説明する。

【００７３】カード発行者１が発行する価値は、充填端末１１から使用者２の所有する支払カード２１に充填される。このとき、充填端末１１は充填した価値の額と充填先の支払カード２１のカードＩＤを対にして発行残高管理データベース１３に記録する。また、一度充填を行った支払カード２１にさらに価値を充填する際には、発行残高管理データベース１３を参照して、支払カード２１に対する価値の発行限度額の範囲内で充填を行い（発行限度額が設定されている場合のみ）、充填後は発行残高管理データベース１３の記録を更新する。

【００７４】使用者２が販売者３から商品またはサービスの提供を受けると、その対価として、支払カード２１から取引端末３２を介して収納カード３１へ価値を移動する。

【００７５】販売者３は、使用者２から受けとった価値を清算して現金化する際には、収納カード３１に格納されている価値をカード発行者１の清算端末１２へ移動させる。このとき、清算端末１２は、収納カード３１から移動された価値の価値額とこれに対応したカードＩＤ番号に基づいて発行残高管理データベース１３の記録を更新する。

【００７６】価値の充填、取引、清算の各過程では、上述のように価値の送り側と受け側とで相互認証を行いながら、送り側での価値の減額の後に受け側での価値の増額を行って価値を移動させているため、支払カード２１や収納カード３１を偽造することは困難であり、価値の移動中にカードを引き抜くなどの操作を行っても、価値を増額することはできない。

【００７７】また、仮にカードの偽造や価値の複製等が行われたとしても、カード発行者１は発行残高管理データベース１３の記録に基づいて、不正行為を検出することができる。

【００７８】図８は、不正行為の検出の流れを示すフローチャートである。発行残高管理データベース１３が動作を開始し（ステップ６０１）、充填または清算による価値の額に対する更新処理があった場合に（ステップ６０２でＹＥＳ）、その更新処理を行う価値と対応するカードＩＤに関する記録を検索し（ステップ６０３）、その記録（充填または清算価値額）を更新する（ステップ６０４）。

【００７９】記録の更新の結果、充填した価値額よりも清算した価値額の方が大きくなった場合には（ステップ６０５でＹＥＳ）、不正行為が行われたことを検出し（ステップ６０６）、不正検出処理を終了する（ステップ６０７）。

【００８０】不正が検出された場合には、清算時に取得した収納カード３１の所有者ＩＤと価値と対応するカードＩＤに基づいて追跡を行う。

【００８１】また、支払カード２１と収納カード３１の両者に価値の移動を行う毎に、その内容を履歴として記録するように構成しておけば、不正が生じた場合には、そのカードを不正の証拠とすることができる。

【００８２】なお、支払カード２１にカードＩＤを付さずに使用した場合にもセキュリティー上は所定の効果が得られ、カードＩＤを付した場合にもカードＩＤと使用者２の関係を登録する必要はないので使用者２のプライバシーを保つことは可能である。

【００８３】次に、この発明に係わるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムの第２の実施例について説明する。

【００８４】この第２の実施例では、カード発行者が発行する価値に発行番号（識別番号）を付して発行し、この発行番号を利用することで発行した価値の管理や不正の検出を行う。

【００８５】この第２の実施例におけるシステムは、上述の第１の実施例と同様に、カード発行者１が有する充填端末１１と清算端末１２と発行残高管理データベース１３、使用者２が有する支払カード２１、販売者３が有

する収納カード３１と取引端末３２で構成される（図１参照）。

【００８６】また、システムを構成する各部も上述の第１の実施例とほぼ同様であるので異なる点のみを説明する。

【００８７】第２の実施例では、価値に付した発行番号を利用して発行した価値の管理や不正の検出を行うため、支払カード２１が該カードに固有のカードＩＤを格納する必要がなく、支払カード２１のカードＩＤ格納手段２１５を具備しない。また、充填端末１１の価値充填手段１１２と発行残高管理手段１１４、清算端末１２の価値格納手段１２２と発行残高管理手段１２４、支払カード２１の価値格納手段２１２、収納カード３１の価値格納手段３１２は、常に価値とその価値に付された発行番号を対応させて処理を行う。

【００８８】つまり、充填端末１１から発行された価値には必ず発行番号が付され、この発行番号は同一の時間に同一の支払カード２１へ発行する価値は同一の番号となるが、異なる時間や異なる支払カード２１に対して発行する価値には異なる発行番号となる。支払カード２１は、取引により収納カード３１に価値を移動する際には、価値とその価値の発行番号を対にして移動させる。このとき、取引により移動する価値の額が、充填端末１１より発行を受けた額よりも小さい場合には、価値が分割されるため、同一の発行番号を持つ価値が存在することになる。

【００８９】したがって、発行残高管理データベース１３は、清算された価値を発行番号毎に累積し、清算額が発行額を越えた価値が検出された場合にはそれを不正検出とする。

【００９０】なお、この第２の実施例においても価値の移動の際には、第１の実施例と同様に価値の送り側と受け側が相互に認証を行う。

【００９１】次に、この発明に係わるＩＣカードを用いた決済方法およびシステムの第３の実施例について説明する。

【００９２】この第３の実施例は、上述の第１の実施例および第２の実施例における支払カード２１と収納カード３１の両者を収支カードとして１枚のＩＣカードに具備したカードを利用する。

【００９３】図９は、収支カードの構成を示すブロック図である。収支カード４１は、相互認証手段４１１、価値加減算手段４１２、価値格納手段４１３、送／受信手段４１４、所有者ＩＤ格納手段４１５、カードＩＤ格納手段４１６を具備して構成される。相互認証手段４１１は、送／受信手段４１４を介して接続される充填端末１１や清算端末１２、支払カード２１、収納カード３１、他の収支カード４１とその正当性を相互に認証する手段であり、価値加減算手段４１２は、相互認証手段４１１により認証された相手との価値の移動のために価値格納手段４１３に格納されている価値の加算および減算を行う。

【００９４】この収支カード４１は、上述の各実施例における支払カード２１と収納カード３１の両者として使用でき、その動作は上述の実施例と同様なので説明は省略する。

【００９５】なお、収支カード４１が具備するカードＩＤ格納手段４１６は、上述の第２の実施例に対応させる場合には具備する必要はない。

【００９６】また、上述の各実施例で説明したように、支払カード２１（または収支カード４１）から収納カード３１（または収支カード４１）へ価値を移動させる際に、取引端末３２は両者の通信に介入しない。つまり、取引端末３２は各実施例における決済システムのセキュリティーには関与していない。

【００９７】したがって、支払カード２１（または収支カード４１）から収納カード３１（または収支カード４１）への価値の移動は、通信回線を介して行うこともできる。この通信回線は専用線や電話回線等の比較的セキュリティー性の高いものでも、インターネットのようにセキュリティー性の低いものでも利用できる。

【００９８】例えば、図１０（ａ）に示すように、インターネット５０に接続された端末５１－１乃至５１－６のいずれかの間で価値の移動を行うことができ、インターネット上でのオンラインショッピングの決済に利用することもできる。この場合の各端末５１－１乃至５１－６は、専用の端末でもパーソナル・コンピュータ等にＩＣカードリーダライタを接続してこれを端末として利用してもよい。

【００９９】また、図１０（ｂ）に示すように、収納カード３１（または収支カード４１）を挿入する端末６０に、支払カード２１（または収支カード４１）を挿入する複数の端末６１－１乃至６１－４を接続して価値の移動を行うことができる。この図１０（ｂ）に示すシステムは、例えば商店等において、端末６０を事務室に設置して端末６１－１乃至６１－４を夫々レジスタに配置することで売り上げの全てを１枚の収納カードに集約する場合等に利用できる。

【０１００】なお、上述の各実施例において、充填端末１１に現金収受機能や、口座引落機能、クレジット決済機能等を設け、清算端末１２に現金払出機能や口座振込機能等を設けることでより一層、利用範囲を広げることもできる。

【０１０１】

【発明の効果】以上説明したように、この発明によれば、使用者が身分を明かすことなく支払カードへの価値の充填および販売者との取引を行い、販売者は身分を明かして価値の清算を行い、支払カードと収納カードが相互認証を行って価値を移動させるように構成したので、使用者のプライバシーが保護できるとともに支払カード

の譲渡が可能となり、価値を移動させる際の取引端末はシステムの安全に関与しないため、通信を介したり広範囲に設置したりすることができる。また、偽造価値の使用等の不正に加え販売者の脱税等の不正を行うことも困難とすることができる。

【０１０２】また、支払カードに固有のＩＤや発行価値に固有の発行番号等を利用することで不正が生じた場合の追跡を容易に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【図１】ＩＣカードを用いた決済システムのシステム構成を示すブロック図。

【図２】充填端末の詳細を示すブロック図。

【図３】清算端末の詳細を示すブロック図。

【図４】支払カードの詳細を示すブロック図。

【図５】収納カードの詳細を示すブロック図。

【図６】取引端末の詳細を示すブロック図。

【図７】価値の充填、取引、清算の際の各々の通信データの流れを示した図。

【図８】不正行為の検出の流れを示すフローチャート。

【図９】収支カードの構成を示すブロック図。

【図１０】決済システムの利用例を示した図。

【図１１】従来のシステムにおける流通過程でのＩＣカード内に格納されている価値の形態を示した図。

【符号の説明】

１　カード発行者
２　使用者
３　販売者
１１　充填端末
１２　清算端末
１３　発行残高管理データベース
２１　支払カード
３１　収納カード
３２　取引端末
４１　収支カード
５０　インターネット
５１－１～５１－６　端末
６０　端末
６１－１～６１－４　端末
１１１　相互認証手段
１１２　価値充填手段
１１３　送／受信手段
１１４　発行残高管理手段
１２１　相互認証手段
１２２　価値格納手段
１２３　送／受信手段
１２４　発行残高管理手段
２１１　相互認証手段
２１２　価値加減算手段
２１３　価値格納手段
２１４　送／受信手段
２１５　カードＩＤ格納手段
３１１　相互認証手段
３１２　価値加減算手段
３１３　価値格納手段
３１４　送／受信手段
３１５　所有者ＩＤ格納手段
３２１　送／受信手段
３２２　送／受信手段
３２３　取引開始通知手段
４１１　相互認証手段
４１２　価値加減算手段
４１３　価値格納手段
４１４　送／受信手段
４１５　所有者ＩＤ格納手段
４１６　カードＩＤ格納手段

【図２】

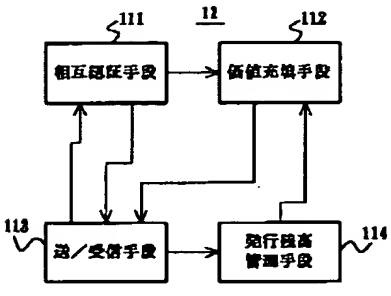

【図３】

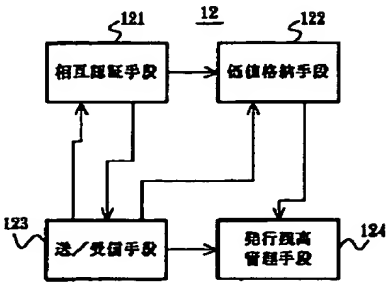

【図４】

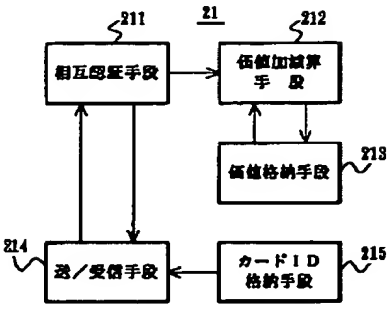

【図１】

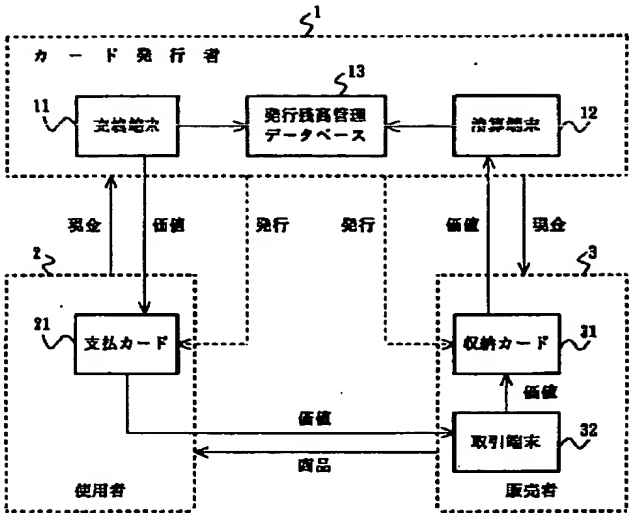
1
カード発行者
11
支払端末
13
発行残高管理データベース
12
清算端末
現金
価値
発行
発行
価値
現金
2
3
21
支払カード
31
収納カード
価値
価値
32
取引端末
商品
使用者
販売者

【図５】

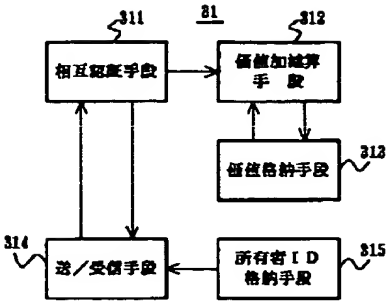
311
81
312
相互認証手段
価値加減算手段
313
価値格納手段
314
送／受信手段
所有者ＩＤ格納手段
315

【図９】

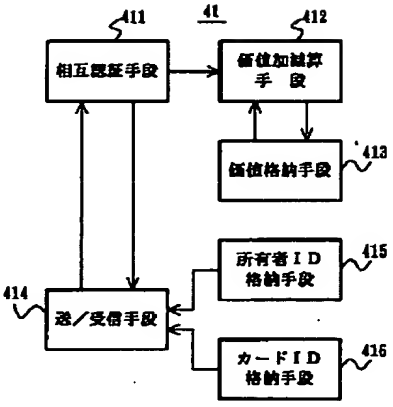
411
41
412
相互認証手段
価値加減算手段
413
価値格納手段
所有者ＩＤ格納手段
415
414
送／受信手段
カードＩＤ格納手段
416

【図６】

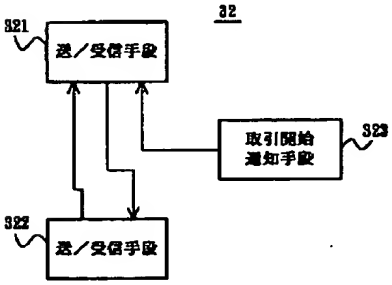
32
321
送／受信手段
取引開始通知手段
323
322
送／受信手段

【図８】

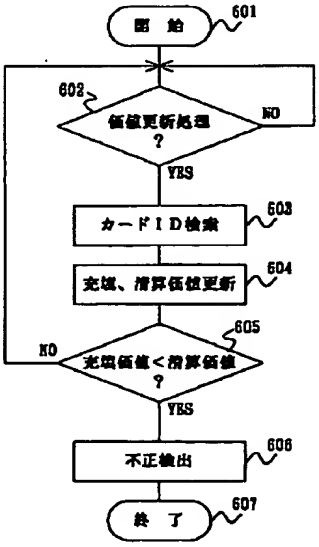
開始
601
602
価値更新処理？
NO
YES
カードＩＤ検索
603
充填、清算価値更新
604
605
NO
充填価値＜清算価値？
YES
不正検出
606
終了
607

【図７】

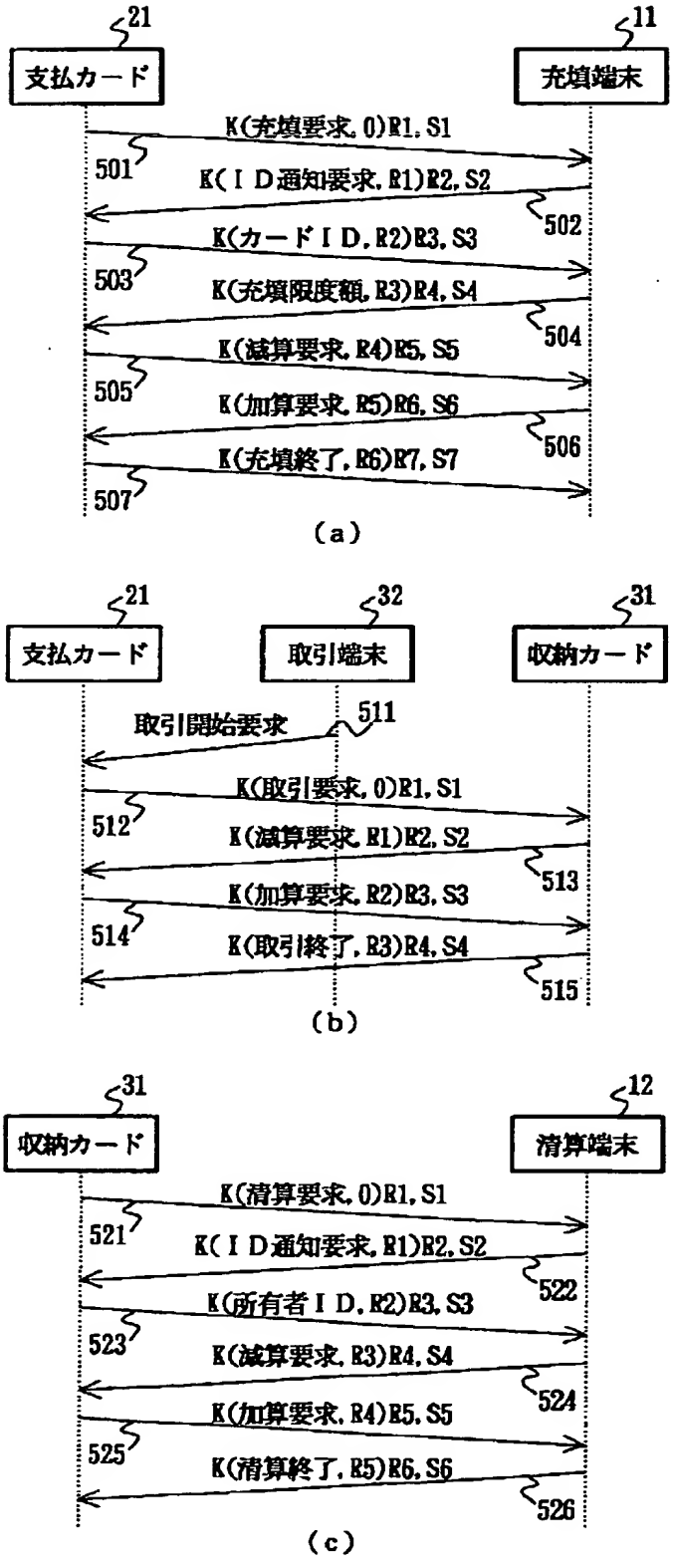
21
支払カード
11
充填端末
K(充填要求,0)R1,S1
501
K(ＩＤ通知要求,R1)R2,S2
502
K(カードＩＤ,R2)R3,S3
503
K(充填限度額,R3)R4,S4
504
K(減算要求,R4)R5,S5
505
K(加算要求,R5)R6,S6
506
K(充填終了,R6)R7,S7
507
(a)
21
支払カード
32
取引端末
31
収納カード
取引開始要求
511
K(取引要求,0)R1,S1
512
K(減算要求,R1)R2,S2
513
K(加算要求,R2)R3,S3
514
K(取引終了,R3)R4,S4
515
(b)
31
収納カード
12
清算端末
K(清算要求,0)R1,S1
521
K(ＩＤ通知要求,R1)R2,S2
522
K(所有者ＩＤ,R2)R3,S3
523
K(減算要求,R3)R4,S4
524
K(加算要求,R4)R5,S5
525
K(清算終了,R5)R6,S6
526
(c)

【図１０】

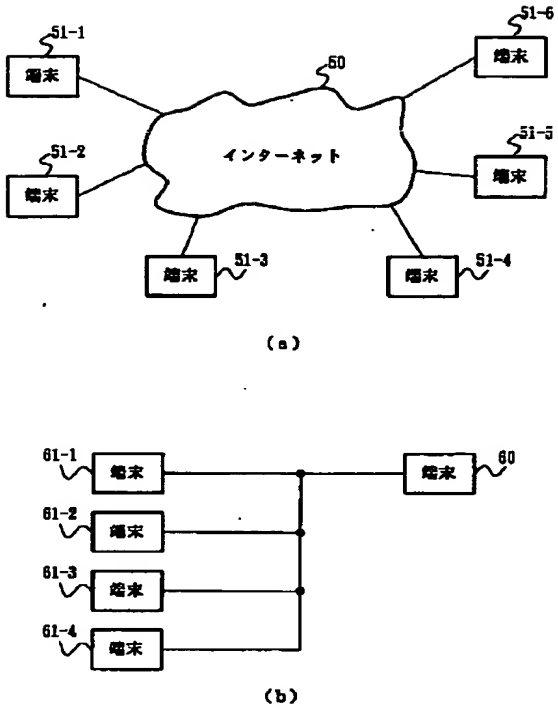
51-1
端末
51-2
端末
50
インターネット
51-6
端末
51-5
端末
51-3
端末
51-4
端末
(a)
61-1
端末
61-2
端末
61-3
端末
61-4
端末
60
端末
(b)

【図１１】

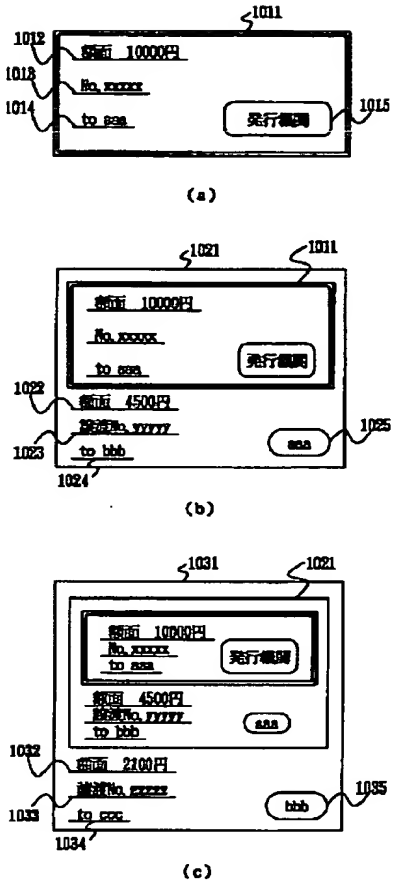

(a)

(b)

(c)

フロントページの続き

(51)Int.Cl.[6]		識別記号	FI		
Ｇ０７Ｇ	1/12	３２１	Ｇ０６Ｋ	19/00	Ｒ
	1/14		Ｇ０７Ｆ	7/08	Ｚ